

施策312

農業の振興

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿

農業者をはじめ食に関わるさまざまな主体の自主的な活動が継続的に営まれる中で、消費者の多様化する期待に応えた安全で安心な農産物が生産され、県民の皆さんに安定的に供給されることにより、三重県の食料自給力が高まっています。

平成27年度末での到達目標

「作る農業」から「売れる農業」、さらには「もうかる農業」への発展をめざす取組を促進することとあわせて、安全で安心な農産物が安定的に供給される生産から流通に至る体制が構築されるとともに、意欲ある農業者が経営の発展に取り組める環境が整備されることなどにより、消費者の期待に的確に対応した県産農産物の供給や県農業を中心となって支える農業経営体が増加しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を下回りましたが、園芸産地の形成など活動指標の4項目で目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
食料自給率（カロリーベース）	/	45% (23年度)	45% (24年度)	0.93	45% (25年度)
	44% (22年度)	42% (23年度)	42% (推計) (24年度)		/

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	県民の皆さんが食料として消費する農水産物のうち県内農水産物により供給が可能な割合
26年度目標値の考え方	食料自給率について、10年間で9ポイントの増加を図ることとして、主要作物の作付面積をふまえつつ、4年間分の数値向上分を加えて目標値を設定（1ポイント/年）しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
31201 水田農業の推進 (農林水産部)	水田利用率	/	94.0%	94.5%	1.00	95.0%
		93.4%	94.3%	94.5% (速報値)		/

活動指標		23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		31202 園芸等 産地形成の促進 (農林水産部)	新たな視点の産 地展開に挑戦す る園芸等産地増 加数(累計)	/	5産地	10産地	1.00
		-	5産地	10産地			
31203 畜産業 の健全な発展 (農林水産部)	近隣府県の畜産 産出額に占める 割合	/	13.8% (23年度)	13.9% (24年度)	1.00	14.0% (25年度)	14.1% (26年度)
		13.7% (22年度)	14.4% (23年度)	14.6% (24年度)			
31204 多様な 農業経営体の確 保・育成 (農林水産部)	農業経営体数 (認定農業者、 集落営農組織 等)	/	2,410 経営体	2,475 経営体	0.94	2,540 経営体	2,610 経営体
		2,346 経営体	2,306 経営体	2,334 経営体 (速報値)			
31205 農業生 産基盤の整備・ 保全 (農林水産部)	基盤整備済み農 地における担い 手への集積率	/	36.9%	41.8%	1.00	46.3%	50.0%
		33.4%	38.0%	45.9%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	10,322	9,985	16,486	12,396	/
概算人件費	/	2,290	2,363		/
(配置人員)	/	(254人)	(257人)		/

平成 25 年度の取組概要

- ① 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づく基本計画の的確な進捗管理、T.P.P.をはじめとする経済連携に関する状況の的確な把握と施策への反映に向けた取組の実施
- ② 経営所得安定対策と米政策の見直しに関する地域特性を踏まえた適切な対応
- ③ 一等米比率向上のための技術指導の徹底や「三重 23 号(結びの神)」の計画的な作付け拡大と販売促進に向けた取組の実施
- ④ 小麦について、反収と品質を向上させるための「さとのそら」への品種転換や湿害対策の徹底に向けた取組の実施
- ⑤ 野菜や果樹について、産地改革計画等を策定している産地の取組や特色ある品種・生産技術を生かした統一ブランド化など産地の挑戦的な取組に対する支援
- ⑥ 伊勢茶の県外での認知度を向上させるための取組の展開、花き・花木の販路開拓に向けた、展示商談会への出展促進や現地商談会開催などの取組の展開
- ⑦ 畜産経営の発展に向けた、肉用子牛の県内増産システムの構築、地域畜産物のブランド力の向上、水田を活用した自給飼料の生産拡大に向けた取組などの推進
- ⑧ 家畜伝染病の発生予防、予察及びまん延防止に向けた、家畜防疫・経営指導をはじめ、衛生面での危機管理意識の徹底
- ⑨ 高病原性鳥インフルエンザ対策対応マニュアル講習会や初動対応演習等の実施など農家段階での危機管理体制を強化するための取組や、県産肉用牛の放射性物質検査等の実施
- ⑩ 市町・農協等と連携した「地域活性化プラン」の策定地域の拡大と継続的な実践支援、販路開拓等の人材育成や 6 次産業化事業等の活用に向けた誘導、農村地域団体等のリーダー等を対象にしたビジネス展開に向けた意欲の醸成、商品等のさらなる高付加価値化に向けた「みえフードイノベーション・

ネットワーク」等を活用した企業等との連携促進

- ⑪ 水田営農システム確立地域の拡大を図るための「人・農地プラン」の作成や集落の土地利用の合意形成の促進に向けた取組の実施、多様な農業経営体を育成するための集落営農組織等の確立、法人化、多角化の促進
- ⑫ 担い手への農地集積・集約化及び農業の生産性向上に向けた、農地中間管理機構の設置準備
- ⑬ 農業及び農村における男女共同参画促進に向けた、女性登用や女性起業家の育成等を進める取組の実施
- ⑭ 農業経営体の収益力向上を図るための6次産業化など高付加価値経営を推進するための取組やイノベーションに挑戦していく人材の育成に向けた取組の実施
- ⑮ 新規就農者を確保していくための就農・定着を円滑にする環境づくりや企業の農業分野への参入を促進する取組の実施、雇用力のある農業経営体の育成
- ⑯ 農福連携による障がい者の農業への参画を促す取組の実施
- ⑰ 生産コストの低減と農業経営体への農地集積を図るための計画的な生産基盤の整備、農業用施設の長寿命化のための整備の推進
- ⑱ 紀伊半島大水害等や大雪により被害を受けた農地や農業用施設等の早期復旧に向けた取組の実施

平成 25 年度の成果と残された課題

- ① 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき策定した基本計画について、平成 24 年度の取組状況や成果をとりまとめ、実施状況報告書として公表しました。国において「食料・農業・農村基本計画」の見直しに向けた検討が開始されたことから、動向を注視するとともに、的確に県の施策に反映させていく必要があります。
- ② 国の経営所得安定対策と米政策の見直しの概要が平成 25 年 12 月に公表されたことを受け、速やかに研修会を開催して関係者への周知に努めました。米、麦、大豆、加工用米、新規需要米（飼料用米、米粉用米）等の水田活用作物について、需要に応じた安定生産を推進するとともに、関係機関と連携して経営所得安定対策の活用を進める必要があります。また、5年後（平成 30 年産から）を目途に、米政策が見直されることを踏まえ、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも需要に応じた米の生産が行える状況になるよう、行政と現場が一体となり、環境整備を着実に進めていくことが必要です。
- ③ 米の品質向上に向けた技術指導を徹底しましたが、猛暑の影響もあり、一等米比率は 38.5%（速報値）と昨年産（57.9%）を下回りました。一方、夏場の高温に強い県開発新品種「三重 23 号」については 94.5%（速報値）と他の品種や全国平均を大きく上回りました。「三重 23 号」の作付面積は 77ha と前年より 47ha 増えており、今後も計画的に作付拡大を進めていく必要があります。また、「結びの神」のブランド化に向け、流通事業者の販路拡大に向けた PR 活動を支援したところ、取扱事業者は県内の量販店や飲食店等 41 事業者（対前年 18 者増）となりました。今後も、継続して販売・購入していただけるコアなファンづくりに向け、他産地との差別化を図りながら効果的な PR に取り組む必要があります。
- ④ 小麦の単収及び品質向上に向け、「農林 61 号」から「さとのそら」への品種転換が完了し、「さとのそら」の作付面積は 1,031ha（対前年 631ha 増）となりましたが、収量や品質の安定が課題です。大豆については、湿害を回避し品質を向上させる栽培技術（大豆 300A 技術）の普及に取り組み、導入実績は 1,911ha（対前年 1,285ha 増）、導入率は 46%となりました。生産を安定させるため、さらに技術の普及を進める必要があります。
- ⑤ 新たな取組に挑戦する野菜・果樹産地を育成するため、タイ王国への国内初となる中晩柑類「せとか」の輸出や国内外食チェーン店と連携して「なばな」を用いた料理を提供する取組など、販路の開拓や知名度向上に向けた取組への支援を進めました。また、県外でも生産される県産いちご新品種「かおり野」の品質向上を目指し、全国から生産者を集めて「かおり野サミット」を開催しま

した。

- ⑥ 県外における伊勢茶の認知度向上に向け、茶業関係団体と連携し、観光地などの伊勢茶販売店（99店）においてパンフレットやのぼりを用いたPRに取り組みました。また、花き・花木の販路開拓に向け、国内最大級の花の展示商談会「フラワーEXPO」への出展を促進（5農業者が参加）したほか、フラワーバレンタインPR活動や現地商談会開催（25名参加）など、花き生産者団体の取組を支援しました。引き続き、県内外におけるPRや販路開拓に取り組むことが必要です。
- ⑦ 畜産物のブランド力向上に向け、黒毛和牛2品目及び肉用鶏1品目を対象に、販路拡大などの取組を支援したほか、肉用子牛の県内増産システムの構築、飼料の自給力向上などに取り組みました。本県の畜産業は全国的なブランドを有するなど、その強みを発揮しやすいことや、他産業との連携により技術革新が進む可能性があることから、グローバル化に対応し畜産業を成長産業化していくため、海外も視野に入れた販路の拡大やブランド力のある畜産物の生産に向けた取組などを進める必要があります。
- ⑧ 家畜伝染病の発生予防、予察及びまん延防止のため、農家巡回指導のほか、家畜伝染病予防法に基づく検査を実施しました。家畜伝染病予防法に定める監視伝染病のうち、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫など家畜伝染病の発生はなかったものの、届出伝染病である豚流行性下痢（PED）が発生しました。監視伝染病の発生に備え、引き続き、家畜防疫の取組を維持、強化するほか、侵入リスクの軽減を図るため、飼養衛生管理基準の徹底を進めていく必要があります。
- ⑨ 高病原性鳥インフルエンザの防疫体制強化に向け、防疫研修会（8地区）や専門家による講演会（1回）、マニュアルの改善に向けた検討会など（6回）を開催しました。また、県産牛の放射性物質に係る全頭検査に取り組み、全頭で基準値以下であることを確認しています。
- ⑩ 「地域活性化プラン」については、前年度までの113プランに加え、新たに54プランが策定されました。また、これまでに策定された167プランのうち、ビジネス指向の取組には専門家を派遣し、取組のスタートアップを促すための試作・試行等への支援（H25:33プラン、累計93プラン）を行い、ビジネス指向の取組が始まっています。引き続き、策定地域のさらなる拡大と、プランの実践により新たに創出された産物や商品の改良、販路開拓など、実践取組のステップアップを支援するとともに、今後は、少子化など地域の社会的課題の解決に向けた新たな取組を促進する必要があります。
- ⑪ 農業経営体の経営基盤の強化及び耕作放棄の未然防止に向け、農地集積を円滑に進めるための「人・農地プラン」の作成や集落営農組織の広域化などを推進しました。人・農地プランは172プラン（対前年78プラン増）が作成されたほか、広域化に取り組む集落営農組織は42組織（対前年6組織増）となりました。担い手の確保や高齢化などの課題を抱えている地域があるため、地域や集落の話し合いを促し、プランの作成・見直しを進めていく必要があります。
- ⑫ 平成26年3月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、担い手への農地集積・集約化を図るため、同法に基づく基本方針を策定するとともに、三重県農林水産支援センターを農地中間管理機構に指定しました。意欲ある農業経営体への農地集積率は32.7%（対前年1.1%減）と年度目標（38%）を下回っており、特に担い手の確保や農業者の高齢化などの課題を抱える中山間地域において農地集積が進んでいません。
- ⑬ 農業及び農村における男女共同参画を進めるため、農村女性アドバイザー研修会や6次産業化研修会などを通じて、女性起業家の能力開発支援や市町農業委員会委員への女性登用を推進しました。農村女性アドバイザーは147名（新規で5名認定）となったほか、農業委員への女性登用実績は58名（対前年1名増）となりました。農業及び農村において、女性が生き生きと働くためには、仕事と子育てを両立できる環境づくりが必要です。
- ⑭ 付加価値の高い農産物の生産、販売を实践できる農業者の育成に向け、農業者のマーケティングスキル向上に向けた研修プログラムを農業大学校において4講座開講（延べ41経営体が受講）しました。受講した経営体による商談会シートの作成実績は23件、商談会への出展実績は25件となり、

実践力向上の成果が見られました。引き続き講座の周知と的確な実施に努めるとともに、研修終了後も、研修効果を高める継続的な支援に取り組む必要があります。

- ⑮ 新規就農者や企業など多様な担い手の確保・定着に向け、「三重県農林漁業就業・就職フェア」の開催、青年就農給付金の給付（準備型 37 名、経営開始型 83 名）、就農者の定着に向けた「みえの就農サポートリーダー制度」による支援（9 市町、22 名対象）などに取り組んだ結果、法人等への就職者が減少した影響から新規就農者全体の実績は 131 名（対前年 21 名減）〔概数値〕となったものの、自営就農者数は 59 名（対前年 23 名増）〔概数値〕と大幅に増加しました。一方、農業法人等へ就業した者の定着状況に関する調査の結果、3 年後の農業定着率が 5 割程度と他産業より低いことから、定着率を高めていくことが必要です。また、県内の全農村集落（2,065 集落）を対象に実施したアンケート調査の結果、回答のあった集落のうちおよそ 1/4 が、企業も含む就農希望者などに貸せる農地があると回答しているため、まとまった農地の確保が課題となっている企業とのマッチングを進める必要があります。
- ⑯ 農業分野への障がい者就労の促進に向け、セミナーの開催や農業経営体におけるインターンシップの働きかけなどに取り組み、新たに農業参入した福祉事業所は 12 件、障がい者を雇用した農業経営体は 2 件となりました。引き続き、農業経営体への意識啓発や年間を通じた農作業の確保に取り組む必要があります。また、農業と福祉をつなぐ人材の育成に向け、農業大学校での「農業と福祉」講座の開設（8 名受講）や福祉事業所の支援員に対する農業基礎研修（受講 7 名）の実施に取り組みました。
- ⑰ 営農の低コスト化、高度化等を図るためのほ場整備（4 地区）やパイプライン化（9 地区）に取り組み、1 地区でパイプライン化が完了しました。また、用水路など農業用施設の老朽化が進む中、長寿命化のための機能保全対策（8 地区）を実施しました。農業の生産性向上を図り、核となる農業経営体への農地集積を進めるため、計画的な農業基盤の整備や、老朽化の状況に応じた農業用施設の耐震対策・機能保全対策を進めていくことが必要です。
- ⑱ 紀伊半島大水害により被災した農地や農業用施設等の復旧については、事業対象の 99%が完了し、すべての農地で作付けが可能となりました。平成 25 年台風 18 号により被災した農地・農業用施設の復旧事業を進め、復旧率は 9%となったほか、平成 26 年 2 月の大雪により被災した農林業ハウス等について、国の支援策に関する情報の収集・周知や県の支援策の早期発動に向けた予算措置を図りました。今後、早期復旧に向け、市町等と連携して、災害復旧事業を着実に進めていくことが必要です。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向 【農林水産部 次長 赤松 斉 059-224-2501】

- ① 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づく基本計画について、的確な進捗管理を行うとともに、施策の取組状況を公表していきます。また、TPPをはじめとする経済連携や、食料・農業・農村基本計画の見直しに係る国の動向を的確に把握し、施策に反映させていきます。
- ② 新しい経営所得安定対策を地域に定着させていくため、引き続き、関係機関との情報共有や地域への情報提供を的確に行っていくほか、米、麦、大豆、加工用米、新規需要米（飼料用米、米粉用米）等水田活用作物について、需要への的確な対応と地域の実状にあわせた安定生産に向け、経営所得安定対策を現場の実態に応じて有効に活用しつつ、生産性向上対策に取り組めます。また、米政策の見直しへ的確に対応できるよう、三重県農業再生協議会を核として、需要に応じた米生産を進める体制などの検討を始めるとともに、県産米の需要を維持拡大するため、消費拡大に向けた PR 活動を展開します。
- ③ 米については、一等米比率の向上に向け、生産者団体や行政等で構成する「米品質対策改善会議」を中心に、気象や生育状況を的確に分析して適切な栽培技術の周知徹底を図るとともに、「三重 23 号（結びの神）」の計画的な作付拡大を進めます。また、「結びの神」の首都圏等における知名度向上に向け、レシピ集やリーフレットを用いて、首都圏営業拠点「三重テラス」等において魅力発信に取り組むほ

- か、継続して販売・購入してくれるコアなファンづくりに向け、産地見学会や現地商談会を実施します。
- ④需要が供給を上回っている小麦については、収量及び品質安定に向けた技術指導に取り組むほか、大豆については、引き続き、「大豆 300A 技術」の導入による生産の安定化に取り組みます。
 - ⑤野菜や果樹について、引き続き、担い手の確保・育成や品質向上に向けた産地改革計画等を策定した産地への支援や、地域の特産化に向けた亜熱帯果樹など新規品目の導入促進に取り組むほか、首都圏や海外への販路拡大を推進します。
 - ⑥伊勢茶や花き・花木の県外での認知度向上や販路拡大に向け、新たな商品の開発や「三重テラス」などを活用した首都圏等での消費促進のためのPR活動、商談会への出展促進などの取組を展開します。
 - ⑦畜産業の成長産業化に向けて、輸出など新たな販路の拡大や、地域特産物を飼料として活用した畜産物の高付加価値化、事業者自らのブランド力向上への支援、酪農経営の多角化等を進めるとともに、食品残渣など未利用資源を活用した飼育技術の確立などに取り組みます。
 - ⑧畜産農場において、生産ロスの低減や危害要因の発生を未然に防止するため、農場HACCPの概念を取り入れた養豚・養鶏農場における生産衛生管理の推進などに取り組みます。
 - ⑨高病原性鳥インフルエンザの防疫体制を強化するため、防疫にかかる研修会や演習等を実施するほか、農家経営において被害が重大となる疾病（PED等）について、重点的な監視指導を展開します。また、放射性物質にかかる県産牛の検査については、これまでの検査結果や消費者のニーズ等をふまえて取り組みます。
 - ⑩「地域活性化プラン」については、市町・JA等と連携し、農業者等の意欲醸成を図りつつ、策定地域の拡大と継続的な実践支援に計画的に取り組めます。また、販路開拓等に向けて、展示・商談会等への参加促進や6次産業化事業等への誘導など、ビジネス展開に向けた意欲醸成を進めるとともに、少子化など地域の社会的課題の解決に向けた実践取組の創出を図ります。さらに、新たに創出された商品等の高付加価値化を目指して、食品関連事業者等異業種からの提案に対応できる産地づくり等を支援します。
 - ⑪担い手への農地利用集積の推進に向け、県や農業団体などで構成する「農業再生協議会」と連携して、市町による「人・農地プラン」の作成や見直しなどを支援します。また、集落を対象としたアンケート調査結果も踏まえつつ、担い手が不足する中山間地域等での農地集積や集落営農組織の育成に取り組めます。
 - ⑫設立初年度となる「県農地中間管理機構」の取組が円滑に進むよう、農地の権利移動や農地管理の仕組みづくりを進めるほか、新規就農者確保や企業の農業参入促進など、他の施策とも密接に連携させ、担い手への農地集積を加速化します。
 - ⑬農業及び農村における男女共同参画を進めるため、引き続き、6次産業化などを通じ女性起業家の能力開発支援に取り組むほか、農村女性が仕事と子育てを両立できる環境の整備に向け、農業・農村リーダー等と連携して、少子化などの課題解決に向けた活動方策の検討や県民の意識啓発等に取り組めます。
 - ⑭農業大学校が行うマーケティングスキル向上に向けた研修プログラムについては、新たな受講者の確保に向け、講座を開催する各地域のニーズに応じて、開催時期や方法、内容などを見直していきます。また、講座修了者に対する研修後のフォローアップとして、地域農業改良普及センターによる、商工会等と連携した地域マッチング交流会の開催や助言、各種商談会情報の提供などに取り組めます。
 - ⑮新規就農者の農業定着率を高めるため、新規就農者への重点的な技術・経営指導や「みえの就農サポートリーダー制度」の活用促進に取り組むほか、新規就農者の受け入れに対する地域の農業者の意識向上に取り組めます。また、企業の農業参入を促進するため、市町や県農地中間管理機構などの関係機関と連携して、企業からの相談にきめ細かく対応するとともに、全農村集落を対象に実施した遊休農地等に関する意向調査の結果も踏まえ、県農地中間管理機構からの情報提供などにより、企業と遊

休農地のマッチングを進めます。

- ⑯農業分野における障がい者就労の促進に向け、「三重県農福連携・障がい者雇用推進チーム」を核に、福祉事業所の農業参入や規模拡大・6次産業化に向けた支援のほか、農業の知識や技術を有する福祉指導者の確保・育成、「共同受注窓口みえ」と連携した農作業の斡旋、研修会の開催や特別支援学校との連携によるインターンシップの実施などを通じた農業経営体への意識啓発などに取り組みます。
- ⑰農業の生産性向上を図り、核となる農業経営体への農地集積を進めるとともに、優良農地を維持・保全するため、引き続き、ほ場整備やパイプライン化などの生産基盤の整備や、老朽化した農業用施設の長寿命化や耐震性向上のための調査、改修を計画的に進めます。
- ⑱台風18号及び大雪により被害を受けた農地や農業用施設等について、早期の営農再開に向け、市町等と連携して復旧に取り組みます。

* 「○」の付いた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

